今後目指すべき地方財政の姿と 令和2年度の地方財政への対応についての意見

令和元年 12 月 13 日

地方財政審議会

今後目指すべき地方財政の姿と 令和2年度の地方財政への対応についての意見

は	じめ	りに	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	_	目	指	す	ベ	き	地	域	の	姿	ح	地	方	財	政	の	姿		•	•	•	-	•	•	•	•	-	3
	1.	目	指	す	ベ	き	地	域	の	姿	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2 .	目	指	す	べ	き	地	方	財	政	の	姿		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(1)	持	続	可	能	な	地	方	税	財	政	基	盤	の	構	築		•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(2	2)	地	方	財	政	の	健	全	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第	_	令	·和	2	年	度	の	地	方	財	政	^	の	対	応			•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	6
	1.	地	方	_	般	財	源	総	額	の	確	保	等			•	•				•	•	•	•			•	6
	(1)	_	般	財	源	総	額	の	確	保		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(1)地	方	の	役	割	を	踏	ま	え	た	_	般	財	源	総	額	の	確	保		•	•	•	•	•	•	6
	2)地	方	の	歳	出	構	造		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	6
	3)地	方	自	治	体	の	基	金	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	7
	4	分新	<i>†</i> =	な	偏	在	是	正	措	置	に	ょ	IJ	生	じ	る	財	源	の	活	用		•	•	•	•	•	8
	(5	分給	与	関	係	経	費		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	(6) —	般	行	政	経	費	(単	独)	等		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	7)会	計	年	度	任	用	職	員	^	の	対	応	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	(2	2)	地	方	財	政	計	画				•	•		•	•	•	•			•	•	•	•			•	12
	(1)地	方	財	政	計	画	の	基	本	的	役	割	等	1	•						•	•	•			•	12
	2)地	方	財	政	計	画	ع	決	算	の	関	係									•					•	12
	(3	計	·画	ع	決	算	の	比	較	<u>;</u>		•												•				12
	(3	3)	地	方	交	付	税		•			•			•							•	•	•		•	•	1;
	(1)地	方	交	付	税	の	役	割			•	•	•	•					•		•	•	•	•		•	1;
	2)地	方	交	付	税	の	法	定	率	の	引	上	げ	等		•				•	•	•	•		•	•	14
	(3	交	付	税	算	定	の	改	革	·	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2.	防	災	•	減	災	対	策	の	推	進											•				•	•	1!
	(1)	防	%	1	ン	フ	ラ	മ	慗	備	മ	推	進														1!

(2	2)	技	術	職	員	の	充	実	ح	大	規	模	災	害	時	に	お	け	る	職	員	の	派	遣	体	制	
		の	整	備		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	16
3.	地	域	経	済	の	再	生		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	17
(1)	ま	ち	•	V	لح	•	し	Ĵ	۲	創	生	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
(2	2)	地	域	経	済	の	活	性	化		•	•		•	•	•				•	•	•		•	•	•	17
(3)	I	С	Т	1	ン	フ	ラ	の	整	備	۲	情	報	通	信	技	術	の	活	用		•	•	•	•	18
4.	社	会	保	障	制	度	改	革		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
(1)	人	づ	<	IJ	革	命		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
(2	2)	社	会	保	障	制	度	改	革		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
5 .	東	日	本	大	震	災	か	ら	の	復	興		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
6.	地	方	財	政	の	健	全	化	に	資	す	る	取	組	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
(1)	次	世	代	型	行	政	サ	_	ビ	ス	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
(2	2)	財	政	マ	ネ	ジ	メ	ン	 	の	強	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
1)地	方	財	政	の	Γ	見	え	る	化	J		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
2)公	共	施	設	等	の	適	正	管	理		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
3)公	営	企	業	等	の	経	営	改	革		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
	i)	経	営	戦	略	に	基	づ	<	経	営	改	革	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	24
	ii)	公	営	企	業	会	計	の	適	用	拡	大	等	に	ょ	る	Γ	見	え	る	化	J	の	推	進	<u>2</u> 5
	iii)	水	道	•	下	水	道	事	業	に	お	け	る	広	域	化	等	の	推	進		•	•	•	•	25
				-	_	_		_	-		_		推														
													健														
)																										
(4	.)	公	営	競	技	納	付	金	制	度	の	延	長		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
おわり	1=		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27

今後目指すべき地方財政の姿と 令和2年度の地方財政への対応についての意見

令和元年12月13日 地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の姿と令和2年度の地方財政への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

当審議会は、今春の意見において、平成という時代に起きた様々な地方 財政をめぐる状況について総括し、現在の地方財政の危機的な状況につ いて警鐘を鳴らしたところである。

令和という新しい時代においては、平成時代の教訓も踏まえ、地方財政の健全化に向けた歩みを一歩ずつ着実に進めていかなければならない。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後、人口減少はさらに加速する一方で、高齢者人口は増加の一途をたどることが見込まれており、地域社会への持続可能性の不安と危機意識が高まってきている。

高齢化や人口の増減等が今後の日本社会にもたらす影響は全国一律ではなく、地域により様々である。

高齢者の増加、そして現役世代の減少といった変化は、社会的な支援を必要とする人の増加につながる。また、中山間地等の条件不利地域では、日常の移動手段や医療など住民生活に不可欠なサービスをいかに確保していくかが課題となる。

さらに、近年、災害が多発し、大規模化しており、自然災害に対する人々の不安も高まってきている。本年の台風第19号や昨年の7月豪雨などは、全国各地で甚大な被害をもたらしたところであり、災害への備えも待ったなしの課題である。

こうした中で、それぞれの地域が抱える諸課題の解決に取り組み、住民 ひとりひとりが抱える不安に寄り添い、支える役割を果たすことができ るのは、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体に他なら ない。

そして、地方自治体が、創意工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた 取組を推進し、住民生活の安心と安全を確保する役割を適切に果たして いくためには、確固とした地方財政の基盤が不可欠である。

折しも、令和2年度は、地方交付税制度の前身である地方財政平衡交付金法が施行されて70年目の年に当たる。この地方財政平衡交付金、そしてそれに続く地方交付税制度は、これまで、地方財政の基盤の確立に大きな役割を果たしてきた。

今後も、持続可能な地域社会を実現していくためには、住民の安全と安心を確保するという役割を、地方自治体が引き続き果たしていく必要がある。そのためには、必要な歳出総額及び一般財源総額を安定的に確保することはもとより、喫緊の政策課題に対応するための財源もしっかりと確保されなければならない。

これらを踏まえ、当審議会では、今後目指すべき地方財政の姿と令和 2年度の地方財政への対応についての意見を提出することとした。

なお、今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方と令和2年 度地方税制改正等への対応については、令和元年11月19日の当審議会 意見「令和2年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」のとお りである。

第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

1. 目指すべき地域の姿

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、 そして、満足度を高めて幸せをもたらす。また、社会の変化にも対応した 活力溢れる持続可能な地域社会。それが目指すべき地域の姿である。

我が国では、住民への身近な行政サービス提供の主な担い手は地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備等、住民に身近な行政サービスに関連する経費の多くは、地方自治体を通じて支出されている。地方自治体には、こうした役割を引き続き適切に担っていくことが期待されているところである(資料 1)。

一方で、今後、少子高齢化や人口減少の深刻化により、人口構造に大きな変化が見込まれる中、東京圏に対する地方からの人口流入や経済活動の一極集中、また、それに伴う地方の疲弊が限界を迎えており、医療・介護や移動手段の確保など、生活を支えるサービスの提供に課題が出てきている。加えて、多発・大規模化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、住民の生命の安全を守るための取組も急務となっている。

そのため、地方自治体においては、AI やロボティクスといった Society5.0 の技術革新なども活用して、個性と活力ある地域経済の実現 や、地域コミュニティの再生と維持など、地方の活力維持に取り組むとともに、防災インフラの整備や人材の確保をはじめとする防災・減災対策等に積極的に取り組むことが求められている。

地方自治体が、こうした社会情勢や技術革新の変化に的確に対応し、 人々の生活に必要なサービスを安定的、持続的に提供していくことが、住 民が幸せに暮らすことが出来る持続可能な地域社会の実現につながる。

2. 目指すべき地方財政の姿

(1) 持続可能な地方税財政基盤の構築

目指すべき地域の姿を実現するためには、地方自治体が、住民生活に身近なサービスを持続的、安定的に確保していくことが必要である。さらに、住民のニーズを汲み取りながら効果的・効率的な事業を選択して、創意工夫を凝らしながら地域の活性化に取り組み、持続可能な地域社会を構築していくための取組を進めていくことが求められる。

このためには、持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、 地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要があ る。

その際、地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組んでいくべきことは、先の「令和2年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」において述べたとおりである。

また、その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮されることが必要である。このため、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。

(2) 地方財政の健全化

持続可能な地方税財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以降、継続して巨額の財源不足が生じている(資料2)。また、近年における地方の債務残高は約200兆円規模で推移しており、その中でも、臨時財政対策債の残高が増加し、令和元年度末には、約54兆円に上る見込みである(資料3)。

地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方 債に依存せず、かつ、巨額の債務残高によって圧迫されない状態であり、 特例的な地方債への依存の改善と、債務残高の計画的な引下げに取り組んでいく必要がある。また、地方自治体の臨時財政対策債の縮小の声も強まってきている。

令和元年度においては、平成 20 年度以来 11 年ぶりに折半対象財源不足が解消されるとともに、臨時財政対策債の発行額が 0.7 兆円減少し、年度末の残高も 0.2 兆円減少する見込みとなったが、財源不足は 4.4 兆円と引き続き巨額であり、臨時財政対策債の元利償還金を、再び赤字地方債である臨時財政対策債を発行して補填している状況は継続している。

このため、今後とも、財源不足の縮小に努め、過去に発行された臨時財政対策債の元利償還に係る臨時財政対策債の発行額を縮小し、残高の圧縮に取り組む必要がある。また、あわせて交付税特別会計借入金の着実な償還等に取り組む必要がある。

そのためにも、歳入面においては、本年 10 月に行われた消費税率 10% への引上げにより地方の社会保障財源の充実を図ることと併せ、地域経済活性化に向けた取組等により地方税収等の更なる増加を図っていくことが求められる。

歳出面においては、国と基調を合わせて、行政サービスの重点化・効率 化に取り組む必要がある。その際、地方歳出の大半は、小中学校の教職員、 警察官の人件費や社会保障関係経費など国の法令、制度、予算等に基づく 経費であることから(資料4)、国の法令、制度、予算等の見直しが行わ れることが不可欠である。

さらに、地域において真に必要な行政サービスや、その効率的・効果的な提供方法等について、住民との議論に基づく選択が可能となるよう、各地方自治体が、他の自治体との比較を含め、自らの財政状況を的確に把握し、住民や議会に対して分かりやすい形で公表することが重要である。そのため、引き続き、地方財政状況の「見える化」等を推進すべきである。

第二 令和2年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

(1) 一般財源総額の確保

① 地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保

地方自治体が行政サービスを安定的に提供していくためには、少子高齢化・人口減少への対応など増大する行政需要に対して、必要な歳出を適切に地方財政計画に計上することが必要である。

特に、地方自治体が、人づくり革命や社会保障制度改革等に適切に対応するとともに、地域社会の持続可能性を確保しつつ、地域の実情に応じて地方創生等を推進するための事業費とその財源は、確実に確保すべきである。

さらには、喫緊の課題である防災・減災対策、国土強靱化の推進や地方 公務員法の改正により新たに創設された会計年度任用職員に対する適切 な給与等の支給のために必要となる歳出及びその財源についても、重点 的に確保すべきである。

このため、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう 実質的に同水準を確保すべきであり、その際、前述の行政需要を適切に地 方財政計画の歳出に計上し、必要な一般財源総額を確保することが不可 欠である。

② 地方の歳出構造

地方財政計画における近年の歳出の推移を見ると、国の制度に基づく 社会保障関係経費の増加を、給与関係経費や投資的経費(単独)の削減で 吸収してきており、歳出総額は、ほぼ横ばいで推移してきた(資料5)。 しかしながら、給与関係経費、投資的経費ともに、ピーク時から大幅に減少しており、喫緊の課題への取組も求められる中、これまでと同様の対応を続けることは困難な状況となってきている。

また、地方の一般財源総額については、近年、実質的に同水準が確保されているものの、各地方自治体の状況を見ると、地方税収の回復具合が異なることに加え、都市部においては全国平均を上回って高齢者人口が増加し、社会保障関係経費の増加が地方交付税の基準財政需要額の増額につながっていることから、人口減少が進む地方部との間で一般財源の推移に差が生じている。持続可能性への懸念が増大しつつある地方部の地方自治体においては、社会保障関係経費の伸びは都市部に比べて小さいものの地域社会を維持するための経費が増大しており、このような財政需要に対する財源の確保が求められている。

③ 地方自治体の基金

地方自治体の基金は、年度間の財源調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営等のために設けられるものである。地方自治体は、例外的に認められている範囲内でしか赤字地方債を発行することができないため、歳入・歳出の変動は、基金で対応することが地方財政制度上の前提であり、一定水準の基金の確保は、財政運営上当然に必要なものである。

各地方自治体においては、長期的視野を持って財政運営を行う中で、それぞれの地域の実情も踏まえ、今後の人口減少等による税収減、公共施設等の老朽化対策等の推進や災害対応など様々な将来への備えとして、行政改革や経費削減等の歳出抑制努力を行いながら、基金の積立てを行っている。

基金の積立てに当たっては、基金設置に係る条例の制定や、毎年度の議会における予算・決算の審議を経ることにより、各地方自治体において説明責任が果たされた上で、それぞれの判断で行われるものである。基金残高の増減の状況は地方自治体によって様々であり、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として、尊重されるべきである。

したがって、地方全体として基金の残高が増加していることをもって、 地方財政に余裕があるかのような議論や、地方の財源を削減するような 議論は不適当である。

④新たな偏在是正措置により生じる財源の活用

我が国は人口減少局面を迎え、今後、人口減少・少子高齢化が長期にわたって進行していく中で、地域社会の持続可能性への懸念が生じてきている。

「2040 年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」(令和元年7月31日地方制度調査会)においても、高齢者の増加等により、「地域における医療・介護や移動手段の確保等、多様な場面において生活を支えるサービスの需要が増加」し、「支えを必要とする人が増加する一方で支える人が減少するギャップにより、多様な分野において課題が顕在化」するなど様々な点で地域社会の持続可能性への懸念が指摘されているところである。

加えて、さきほど述べた通り、都市部と地方部との間で一般財源の推移に差が生じており、地方部の地方自治体においては、社会保障関係経費の伸びは都市部に比べて小さいものの、今後、地域社会を維持・再生するための経費が増大していくことから、このような財政需要に対する財源を安定的に確保する必要がある。

本年度の税制改正において、地方法人課税における新たな偏在是正措置が講じられることとなったが、来年度はその効果が生じることとなる。

経済財政運営と改革の基本方針 2019 においては、「地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源(不交付団体の減収分)は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する」こととされており、こうした状況も踏まえ、偏在是正により生じる財源を活用して、地方自治体が持続可能な地域社会の実現に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための歳出を地方財政計画に計上すべきである。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、地域社会の持続可能性への懸念が増大しつつある地方自治体に配慮して行うべきである。

⑤給与関係経費

地方公務員の数は、ピーク時の平成6年度の 328 万人と比較して、大幅に減少している。

地方自治体は、住民に身近な存在として、地域の実情に基づく社会保障などの対人サービスを担っており、これらのサービスを適切に提供するためには、一定のマンパワーの確保が重要である。このため、少子高齢化への対応や、児童虐待の防止など社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応がより一層求められるほか、地域経済の活性化や地域コミュニティの維持・再生など、地方創生に取り組むための人材を確保する必要がある。

また、近年、自然災害が多発・大規模化する中で、防災・減災対策、国 土強靱化や公共施設等の適正管理等のための技術職員の確保が課題となっている。

こうしたことから、これまで減少し続けてきた地方公務員の数は、平成 29 年には増加に転じているところであり、こうした地方公務員の増員の 実態や人材確保の必要性を踏まえ、給与関係経費に適切に反映していく 必要がある。

⑥一般行政経費(単独)等

(一般行政経費)

一般行政経費(単独)は、警察・消防や小中学校の運営等、国が法令で 実施を義務づけている事務事業に要する経費のほか、住民の安心・安全の 確保等に資するきめ細かな単独事業の実施に要する経費として計上され ている。少子高齢化や人口減少により地域社会に生じる様々な課題に的 確に対応するため、単独事業の重要性はますます高まっている。

一般行政経費(単独)は、それぞれの地方自治体が、地域の実情や住民のニーズを踏まえて効率的・効果的な事業を選択する等、各地方自治体の自主性・主体性に基づき実施されるものである。このため、国が個々の経費を特定して積み上げる方式ではなく、決算等の実態を踏まえつつ、枠として計上されているものである。現行の計上方法は今後も継続すべきである。

(枠計上経費)

一般行政経費(単独)等の枠計上経費について、事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性について検証すべきとの議論があるが、既に述べたとおり、一般行政経費(単独)等は、各地方自治体が、それぞれの地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に課題解決に取り組むためのものである。そのため、国が一義的にその実績や効果を判断するようなことは、地方自治体の自主性・主体性を損なうものであり、地方分権や地方創生の趣旨にも反する。

また、地方交付税が使途に制限のない一般財源であること等に鑑みれば、特定の経費についてではなく、枠計上経費である一般行政経費全体について、国として保障すべき水準の検討がなされるべきである。

⑦会計年度任用職員への対応

地方自治体においては、厳しい財政事情もあり常勤職員の抑制を図る中、教育、子育てなど増大・多様化する行政需要に柔軟かつ安定的に対応するため、臨時・非常勤職員が増加し、幅広い分野で活用されてきたが、これまでその法的な位置付けは不明確であり、任用及び処遇の適正化が

¹ 平成 28 年度に実施した「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査」の結果、平成 28 年 4月1日時点の臨時・非常勤職員数は約 64 万人であり、平成 17 年度の調査結果と比較して約 19 万人増加している。

課題となってきた。

一方で、国においては、既に期間業務職員制度²が創設され、任用及び 勤務形態の見直しが行われるとともに、期間業務職員を含む多くの非常 勤職員に対し期末手当等に相当する給与が支給されるなど、処遇改善が 進展してきた。さらに、近年、「同一労働同一賃金」の実現に係る取組³が 進められるなど、官民を通じて、雇用形態にかかわらない適正な処遇の確 保が図られてきた。

そうしたことから、地方自治体の臨時・非常勤職員について、平成 29年の地方公務員法等の改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設され、基本的には会計年度任用職員制度に移行することとなり、それにより任用根拠の明確化・適正化⁴とともに、期末手当の支給が可能となるなど、処遇の適正化が図られることとなった。

こうした法改正の趣旨が実現されるためには、全国の地方自治体における新制度への適正かつ円滑な移行が求められ、そのための財政上の裏付けが不可欠である。そのため、会計年度任用職員制度の導入に当たっては、各地方自治体が期末手当をはじめとする適切な給与等を支給するために必要となる歳出について、地方財政計画に適切に計上し、その財源を確実に確保すべきである。

_

² 平成 22 年 10 月、国の非常勤職員について、それまでの日々雇用の仕組みが廃止され、1会計年度内に限って、臨時的に置かれる官職に就けるために任用される期間業務職員の制度が新設された。

³ 平成 28 年 12 月、基本給や賞与を含む各種手当などについて、同一の企業・団体内における、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を是正することを目的とした「同一労働同一賃金ガイドライン案」が示された。当該「ガイドライン案」の実効性を確保するため、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が策定され、平成 30 年 7 月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、順次施行されている。

⁴ 臨時・非常勤の職の任用根拠については、改正法による改正後の地方公務員法第 17 条及び第 22 条の 2 (会計年度任用職員)、同法第 22 条の 3 (臨時的任用職員)、同法第 3 条第 3 項 (特別職非常勤職員)に区分されることとなる。

(2) 地方財政計画

①地方財政計画の基本的役割等

我が国では、全国どこの地域に住む住民にも、医療・福祉、介護、教育、 警察・消防、ごみ処理など、多岐にわたる行政サービスを、地方自治体を 通じて提供しており、多くの行政分野において、国と地方の役割分担等を 法令等により定め、地方自治体に支出を義務付けている。

法令により義務付けられた事務事業や、国の予算に計上された施策が 着実に行われるとともに、地域住民の福祉を増進するための一定水準の 行政活動が実施されるよう、地方単独事業も含め、行政サービスの担い手 である地方自治体に対して財源を保障することは、国の責務である。

そのための具体的な仕組みが地方財政計画である。翌年度の標準的な水準における地方財政の歳入・歳出の見込額を計上し、その収支の状況を明らかにした上で、国としての財源対策を決定し、地方自治体の財源保障を行っている(資料6)。

このため、地方財政計画においては、標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出の総額を適切に見込むことが必要である。

②地方財政計画と決算の関係

地方財政計画に現実の財政運営の実態である決算の状況を反映させることは重要であるが、一方で、地方財政計画は、国が地方自治体の標準的な行政を保障するために作成する歳入・歳出総額の見込額であることから、決算額をそのまま基礎として計画を作成することは適当ではない。計画と決算は、ある程度の幅をもって考えられるべき関係にある。

③計画と決算の比較

地方財政計画と決算との比較については、これまでも総務省において、

両者が比較可能となるよう所要の調整を行った上で公表が行われている。 それによれば、近年は、決算額が計画額を1~2兆円程度上回っている。

また、国は、これまでも一般行政経費(単独)に相当する地方単独事業(ソフト分)に係る決算情報の「見える化」の取組を進めている。今後とも、更なる決算情報の詳細な把握・分析と「見える化」の取組を推進していくことが重要である。

また、計画と決算との関係上、決算に基づき後年度に精算を行う制度とはされていない。そもそも地方財政は、国のように単一の財政主体ではなく、規模、内容ともに異なる 1,788 の自主的な財政の集合体である。地方自治体ごとに、その置かれている経済的、社会的諸条件は様々異なっており、財源の年度間の調整については、各地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて自主的に行うべきものである。

さらに、地方税収が計画額よりも決算で上振れした場合に、後年度の地 方財政計画において精算を求める議論があるが、地方税収等の決算額と 計画額の乖離は、各年度において過大・過少様々であるものの、中長期的 には過大・過少は概ね相殺されている(資料7)。

地方税収が計画を上回った場合であっても、個々の地方自治体における税収の状況は様々である。このため、年度間調整については、個々の地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて、自主的に行うことが適当である。

(3)地方交付税

①地方交付税の役割

我が国の地方交付税制度は、全国どのような地域に住んでいても標準的な行政サービスを受けられるようにするために、サービスの担い手である地方自治体に対して必要な財源を保障する財源保障機能と同時に、自治体間の財政力格差を調整する財源調整機能を有している(資料8)。このように地方交付税制度は、地域間で税源が偏在している中、住民の

生活を支える行政サービスを地方自治体が提供する上で、極めて重要な 役割を果たしており、我が国の行政の基盤となる制度である。

②地方交付税の法定率の引上げ等

地方交付税が、その本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を 発揮できるようにするためには、その総額を確保することが必要となる。

近年、地方財政には巨額の財源不足が生じ、平成8年度以降、地方交付税法第6条の3第2項の規定(毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が、引き続き各地方自治体の財源不足額の合算額と比べ著しく不足する場合)に該当する状況が続いている。地方が標準的な行政サービスを行うための財源を保障することは、地方交付税法上の国の責務であり、本来、地方交付税の法定率の引上げ等により、その全額について国が対処すべきものである。しかし、国の財政状況を踏まえ、いわば次善の策として、国と地方の折半により対処してきている(資料9)。

従来、地方の財源不足に対しては、交付税特別会計における借入金により対応し、その償還金を国と地方で折半して負担してきたが、平成 13 年度からは、国と地方の責任の明確化・借り入れの透明化の観点から、国の特例加算及び地方の臨時財政対策債の発行により対処してきている。以来、臨時財政対策債の発行残高が増加し、地方の借入金残高が約 200 兆円規模で推移しており、地方財政の健全化の観点から課題となっている。

地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、これまで当審議会が繰り返し指摘してきたように、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債の発行を抑制すべきである。

また、地方交付税の原資である国税4税の法定率分は、本来地方の税収とすべきものを国が代わって徴収するもので、「間接課徴形態の地方税」と考えるべきものである。地方の固有財源としての性格をより明確にするため、国税4税の法定率分を、地方法人税と同様に、国の一般会計を通さず、交付税特別会計に直接繰り入れることとすべきである。

③交付税算定の改革

「まち・ひと・しごと創生事業費」の交付税算定については、地域の元 気創造事業費において地方自治体の行政改革の取組を反映した算定を行っているが、「行革努力分」の算定指標のうち職員数削減率や地方債残高 削減率については、児童虐待の防止や防災・減災対策の強化等の行政需要 の変化に合わせて廃止し、現下の行政改革課題に対応した新たな算定指 標を用いることを検討すべきである。

さらに、人口減少等特別対策事業費において「取組の必要度」から「取組の成果」を反映した配分へのシフトを行う際は、成果を上げることが困難な厳しい地方部に配慮し、第2期「まち・ひと・しごと総合戦略」の期間を踏まえて、段階的に行っていくべきである。

2. 防災・減災対策の推進

(1) 防災インフラの整備の推進

近年、東日本大震災や熊本地震をはじめ、大規模な災害が相次いで発生している。本年度も台風第 15 号や台風第 19 号など大規模な災害が発生しており、被災した地方自治体においては、復旧・復興に向けた懸命な取組が進められている。

このような状況の中で、住民の安心・安全を守る地方自治体の役割はますます高まっており、今後、様々な自然災害に備えるための防災・減災対策に、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが求められている。

政府においては、近年の災害の状況にも鑑み、国民の生活を支える重要インフラがあらゆる災害に対してその機能を維持できるよう、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が進められているところであるが、この国の緊急対策に基づき行われる事業に係る地方負担については、短期間で多額の事業を集中的に執行する必要があることも踏まえ、引き続き適切に財政措置を講じるべきである。

併せて、各地方自治体が、国の緊急対策とも連携しつつ、地域の安心・安全の確保のために地方単独で必要な防災インフラの整備を積極的に推進できるよう、地方自治体のニーズを踏まえ、対象事業を拡大した上で、必要な事業費及び財源を引き続き確保すべきである。

特に、近年、災害による河川氾濫等が相次ぐ中、河川氾濫等を未然に防止するための河川等の浚渫の推進が喫緊の課題である。河川等の浚渫事業については、地方単独事業として実施する必要があるが、地方自治体が厳しい財政状況の中、十分に実施できていない箇所があることから、緊急的に取り組むべき箇所等を位置付けた上で、これに集中的に取り組むため、地方債の充当を認める特例措置を検討するとともに、必要な事業費を確保すべきである。

また、本年度、台風第 19 号などの災害による河川氾濫や台風第 15 号における倒木による停電被害の拡大のほか山腹崩壊、流木被害等が相次ぐ中、各地方自治体において、森林整備等をさらに推進すべきである。

(2)技術職員の充実と大規模災害時における職員の派遣体制の整備

防災・減災、国土強靱化の推進や公共施設等の適正管理が求められる一方で、大量採用世代の退職、公共事業の減少に伴う減、景気拡大に伴う採用難等により、小規模市町村を中心にこれらの業務を担う土木・建築職等の技術職員の不足が深刻化しており、行政運営の支障になることが懸念される。また、東日本大震災をはじめとする大規模災害からの復旧・復興を進めている被災自治体からは、専門知識と経験を有する技術職員の派遣について高いニーズがあるものの、充足していない状況にある。

こうしたことから、技術職員の充実・確保や、大規模災害からの復旧・ 復興を円滑に進めるための地方自治体職員の中長期派遣体制の整備に取り組む必要がある。

3. 地域経済の再生

(1) まち・ひと・しごと創生の推進

少子化に歯止めをかけ、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将 来にわたる成長力の確保を目指す地方創生は、我が国の重要課題の一つ である。

地方自治体が自主性・主体性を発揮しつつ地方創生に取り組めるようにするため、平成27年度の地方財政計画から、「まち・ひと・しごと創生事業費」が毎年度1兆円計上されており、各地方自治体においては、地方版総合戦略に基づいて様々な施策を展開している。

今年度は、第1期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総仕上げの年にあたり、政府においては、現在、東京圏への一極集中の是正に向けた取組を強化すべく、第2期の総合戦略の策定に向けた検討が行われているところである。

人口減少等により生じる課題やその対処方針、目指すべき姿は地域ごとに様々である。住民や議会と地域の将来を共有し、課題や対策について議論を深め、目指すべき地域の実現に取り組む姿は、まさに自治そのものであり、今後、更に人口減少が進む中にあって、地方自治体が、創意工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた取組を推進していく必要性はますます高まっていくものと考えられる。

少子高齢化・人口減少といった構造的な課題を解決していくためには 長期間を要するものであり、地方創生の第2期となる令和2年度以降も、 地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して取組を進められるよう、ま ち・ひと・しごと創生のための財源を引き続き適切に確保し、息長く支援 すべきである。

(2) 地域経済の活性化

地域経済の活性化は、税源の涵養を通じて税収の増加をもたらし、地域

の自立や地方財政の質の向上につながる。地方自治体は、社会の変化を見極めながら、まち・ひと・しごと創生の取組はもとより、地域の個性を活かした産業振興、雇用創出等による地域経済の活性化策を展開しており、引き続き積極的に取り組むべきである。

また、経済の活性化に向けた取組に加え、地域の将来を見据えて、都市部から地方への人の流れを創出し、地域の担い手の確保に取り組むことが必要である。

こうした観点から、大学卒業後の若者の地方定着を目指し、都市部の大学から地方企業への就職を促進するため、平成27年度に奨学金を活用した大学生の地方定着の取組に対する支援措置が創設されているが、この支援措置については、活用する地方自治体も増加傾向にある一方、依然として多くの若者が進学や就職の機会を捉えて東京圏に集まってきていると考えられる状況であるため、更なる活用が図られるよう、積極的にその周知を図るとともに、地方自治体の意見等を踏まえ、支援内容の見直しを検討すべきである。

(3) ICT インフラの整備と情報通信技術の活用

Society5.0 の実現に向けて、その基礎的なインフラである光ファイバなどの ICT インフラが全国的に整備される必要があるが、未整備地域のほとんどは過疎地域等の条件不利地域であることから、地域間格差が生じることのないよう、条件不利地域における ICT インフラの整備を推進すべきである。併せて、高速大容量の 5G への移行に際して地方自治体が整備した既設の光ファイバの高度化が必要であり、こうした取組に適切に対応すべきである。

また、人口減少・少子高齢化が進行する中で、地方自治体が地域社会の維持・再生に取り組むためには、5G、IoT、AI等の先端的な情報通信技術を医療、教育、地域交通等の分野に活用し、質の高い行政サービスの提供と地域課題の解決につなげることが重要である。

特に、人口減少・少子高齢化が急速に進んでいる条件不利地域こそ、こ

れらの技術の導入によって地域課題の解決が図られる可能性があること から、地方自治体が条件不利地域において先端的な情報通信技術を導入 する取組を推進すべきである。

4. 社会保障制度改革

(1) 人づくり革命

「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)において、国は「人づくり革命」を実行し、社会保障制度を全世代型に転換していくこととされ、幼児教育の無償化、待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化及び介護人材の処遇改善等の施策を推進することとされた。

これらの施策の財源については、本年 10 月に行われた消費税率 10%への引上げによる国と地方の増収分等を活用することとされている。

この中でも、来年度から実施されることとなる高等教育の無償化については、授業料等減免に係る費用の交付事務が円滑に実施されるよう十分に配慮すべきである。

また、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年度以降の地方負担については、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月28日関係閣僚合意)において、「地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する」とされたことを踏まえ、適切に措置すべきである。

今後、人づくり革命に係る具体のサービスが全国で展開されるが、その 運用面において、実際に実務を担う地方自治体の意見を十分に踏まえる べきである。

(2) 社会保障制度改革

医療、介護、子育で等の社会保障施策の多くは、住民に身近な地方自治体により実施されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。今後も、国と地方が互いに協力しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

2025 年を目指した地域医療構想の実現に向けては、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含め三位一体で推進することが重要である。現在、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」が開催されており、地域の実情を十分に踏まえた議論が行われ、国と地方が共通の認識を持って持続可能な地域医療体制の確保に向けた取組を進める必要がある。また、先進・優良事例について、国と地方が一体となって、幅広く横展開を行うことにより、持続可能な社会保障制度の構築に向けて取組を進めることが望まれる。

国民健康保険については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任 主体となる新制度が施行されたことに伴い、財政支援の拡充が行われた ことを踏まえれば、各地方自治体は、これを機に、決算補填を目的とする 法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けて取組を推進す ることが適当である。

また、保険者機能を強化するため、医療担当部局、介護担当部局と財政 担当部局が緊密に連携し、全庁的な体制で取り組むことが望まれる。

国民健康保険制度や介護保険制度における保険者機能の強化に向けた 財政的インセンティブの仕組みの見直しに当たっては、予防等に重点化 する場合の制度の円滑な運営への影響等にも留意しつつ、地方の意見を 踏まえるべきである。

なお、国民健康保険制度と介護保険制度における普通調整交付金については、制度の基盤となる仕組みであり、仮に見直しの議論をする場合は、所得調整機能を維持する観点から、慎重に検討すべきであり、地方の意見を十分に踏まえることが必要である。

5. 東日本大震災からの復興

東日本大震災から8年以上が経過し、復旧・復興事業の進展が見られるが、依然として復旧・復興には莫大な費用を要している。

住民とともに復旧・復興に取り組む被災自治体の財政運営に支障が生じないよう、復興推進会議の決定に基づき、所要の事業費及び財源について、通常収支とは別枠で確実に確保し、復旧・復興事業が着実に実施される必要がある。

6. 地方財政の健全化に資する取組等

(1) 次世代型行政サービスの推進

地方自治体には、住民サービスの持続可能性をいかに確保するかという観点から、短期的な視点にとどまらない行政体制の構築が求められる。

このため、地方自治体においては、ICTの利活用や自治体クラウド、民間委託、PPP/PFI等の積極的な業務改革を進め、国においては、業務改革の取組状況の「見える化」を行いつつ、地方自治体が業務改革を推進するに当たっての課題や対応策についても把握に努め、その支援を行うことが重要である。

とりわけ、今後迫り来る労働力の供給制約と技術による急速な社会変革を見据えれば、地方自治体の業務改革とシステムや AI 等の新技術の徹底活用を通じた住民視点に立った利便性の高い「次世代型行政サービス」への転換が重要である。

まず、次世代型行政サービスの基盤となるマイナンバーカードについて、令和2年度に実施予定の消費活性化策への活用や、令和3年3月から本格運用する健康保険証としての利用等を踏まえ、その普及や利活用を積極的に進める必要がある。

また、自治体行政の様々な分野で、自治体及び関係府省が連携して、AI 等の活用、手続のオンライン化、システムや業務プロセス・様式の標準化 による業務効率化を進めるとともに、横展開可能なAIの開発・全国展開、 ICT人材の更なる確保・育成等に取り組む必要がある。

特に、業務プロセス・システムの標準化・共同化については、申請手続等の標準化による住民・企業等へのサービス向上、共同化による職員負担・財政負担の軽減といった効果を期待できる。

あわせて、システムや AI の共同化については、参加する自治体が多いほど割り勘効果による費用削減が見込めることから、これを進めるための方策を検討すべきである。

また、現在、様々な行政サービスについて、地域を支える個人や団体との協働が進むとともに、企業や NPO 等の連携により地域課題を解決し、住民満足度の向上を図る取組が行われている。更に、地方自治体が広域連携や事務の共同処理を行い、一体として行政サービスを提供することなどにより、圏域として活力ある社会経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするための取組も進んでおり、今後とも、こうした連携・協働が積極的に展開されることが期待される。

(2) 財政マネジメントの強化

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化することは、地方財政の健全化につながる。地域において真に必要な行政サービスの効率的・効果的な提供手法を住民が選択できるよう、国が環境を整備しつつ、各地方自治体が、中長期的な視点に立って、歳出の効率化等に取り組んでいくことが求められる。

①地方財政の「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住 民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決 算情報等の「見える化」を図る必要がある。

地方自治体においては、財政状況資料集の活用等により、財政状況等の

公表を進めているが、引き続き、地方公会計の整備に伴い把握した財務書類等のデータも活用しながら、住民等への情報開示を進める必要がある。 また、国においても、地方自治体の理解を得ながら、引き続き決算情報等の「見える化」を進めることが重要である。

地方公会計については、各地方自治体において、財務書類等を適切に作成・更新し、分かりやすく開示するとともに、経年・自治体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等に活用されることが重要である。地方自治体における財政マネジメントが強化されるよう、国においては、資産管理や予算編成等への活用方策について、先進的な事例の収集、公表を行いつつ、引き続き活用方策について検討することにより、地方自治体を支援すべきである。

また、地方自治体の基金については、各地方自治体において、議会、住民等に対して説明責任をより適切に果たしていくことが重要である。平成29年度決算分から財政状況資料集において基金に関する項目が追加され、基金の考え方、増減の理由、今後の方針等について公表情報の充実が図られたところであり、引き続き、こうした「見える化」の取組を進めていくべきである。

② 公共施設等の適正管理

過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎える。地 方財政が極めて厳しい状況にある中、各地方自治体が、財政マネジメント 強化の観点から、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約 化・複合化や立地適正化、長寿命化対策等を推進することにより、トータ ルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。 その際、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から自団体のみな らず、隣接する市区町村を含む広域的視野を持って検討することも重要 である。

現在、ほとんどの地方自治体において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理のための公共施設等総合管理計画の策定が完了している。今後は、

各施設の対策方針を盛り込んだ個別施設計画を策定し、同計画に基づく 集約化・複合化や長寿命化対策等を本格的に推進していく必要がある。

なお、個別施設計画については、令和2年度までに策定することとされているが、分野により進捗状況が異なり、策定が遅れている分野もあることから、それぞれの分野を所管する関係省庁が連携して早期の策定を促していくことが必要である(資料 10)。

各地方自治体の公共施設等の適正管理を推進するため、令和2年度においても、引き続き必要な事業費を地方財政計画に計上すべきである。さらに、公共施設等適正管理推進事業債の活用策や取組事例等の周知を行うとともに、複数団体の連携による取組を推進するため同事業債の拡充を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しすべきである。

③公営企業等の経営改革

i)経営戦略に基づく経営改革の推進

公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により一層厳しさを増しつつある中(資料 11)でも、将来にわたり役割を果たしていくためには、人口減少や更新投資の増大による影響を反映した中長期の経営見通しを立てた上で、事業のあり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、各公営企業は、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を 策定・公表した上でそれに基づく計画的な企業運営を行うとともに、取組 の進捗と成果を一定期間ごとに評価・検証しながら、不断の経営改革に取 り組む必要がある。

また、経営基盤の強化を図る具体的な取組として、広域化や民間活用をはじめとする抜本的な改革を一体として推進するとともに、計画的な料金水準の適正化が重要である。

なお、公営企業会計に対する他会計からの繰入金については、各地方自

治体において、国が定める繰出基準⁵のほか、地理的・自然的条件や地域 振興の必要性など、それぞれの地域の実情を踏まえて実施されている。

各公営企業においては、経営に関する状況を明らかにしていく中で、こうした繰入金の必要性も含め、議会や住民へ適切な説明を行い、合意形成を図りながら、持続可能な経営の確保に取り組んでいくことが求められる。

ii) 公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進

各公営企業がこれらの取組をより的確に進めるため、国は、抜本的な改革等の取組状況の把握・公表や公営企業会計の適用拡大により、経営状況等の「見える化」を推進すべきである。

このうち、公営企業会計の適用については、経営・資産の状況を正確に 把握し、経営基盤の強化等を図るために重要な取組である。政府において は、令和元年度から令和5年度を新たな集中取組期間として、人口3万人 未満の自治体も含め、更なる公営企業会計適用の取組を推進することと されているが、小規模な自治体においても公営企業会計が円滑に導入さ れるよう、引き続き国や都道府県による支援を行っていくべきである。

iii) 水道・下水道事業における広域化等の推進

大規模な投資を必要とするライフラインである水道・下水道事業については、中長期的な視点に立った適切なストックマネジメントに基づく計画的な更新投資を進めるほか、経営基盤の強化・経営効率化等に資する広域化や、PPP/PFIを含む更なる民間活用を推進すべきである。

特に、広域化については、水道・下水道事業ともに、広域的な地方自治体である都道府県が広域化の推進に係る計画を策定し、具体的な取組を計画的に進めていく必要がある。

⁵ 例えば、下水道事業については、分流式の下水道は水質保全効果が高く、公的便益が大きいことを理由に、雨水処理だけでなく汚水処理に係る経費であっても公費負担の対象としている。

また、国は地方自治体における先進的な取組の周知や広域化の推進に係る財政措置等により、各自治体の取組を支援すべきである。

iv) 病院事業の経営改革の推進

病院事業の経営改革については、少子高齢化による医療需要の変化に 適切に対応するため、地域医療構想を踏まえ、再編・ネットワーク化、地 方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し等の 更なる取組を一層推進すべきである。

また、深刻な医師不足等により、地域医療の確保が極めて厳しい状況になっていることから、へき地医療や救急・小児・周産期医療など不採算・特殊医療に対する支援の重点化を図る必要がある。

v) 第三セクター等の経営健全化の推進

第三セクター及び地方公社については、これまで事業継続の是非を含む経営健全化の取組が継続的に行われており、一定の成果が現れている。他方、財政的リスクが高い第三セクター及び地方公社がなお存在していることから、これらと関係を有する地方自治体においては、各自治体の定める経営健全化の方針を踏まえ、一層の経営健全化の取組を進めるべきである。

(3) 地方債資金の確保

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化等に積極的に取り組むことができるよう、長期・低利の資金を提供するため、所要の公的資金を確保すべきである。

特に、臨時財政対策債については、本来、地方交付税の法定率の引上げで対応すべき地方の財源不足を補うための制度として創設されたものである。臨時財政対策債の資金調達に当たっては、地方の財源保障の観点か

ら、国が責任を持って一定の資金を確保する必要がある。

また、財政力の弱い地方自治体が円滑に資金調達できるよう、地方自治体の共同調達機関である、地方公共団体金融機構の貸付規模の確保を図るべきである。特に、地方自治体のニーズを踏まえ、防災・減災対策をはじめとした地方単独事業や過疎・辺地対策事業への貸付の充実を検討すべきである。

(4) 公営競技納付金制度の延長

公営競技納付金制度は、地方公共団体金融機構の重要な財務基盤であり、納付金を原資とする健全化基金の運用益を活用した低利貸付が財政状況の厳しい地方自治体にとって必要不可欠なものとなっていることに鑑みて、全国的なレベルでの公営競技収益金の均てん化措置として、令和3年度以降においてもその延長を図るべきである。

おわりに

本年度も、台風第 19 号をはじめとする災害が日本列島を襲うなど、近年、「50 年に一度」とも言われる災害が全国各地で毎年のように頻発している状況であり、我が国が災害列島であることが改めて実感させられるとともに、施設の耐震化や河川の浚渫、森林整備等の「減災」の備えが一層必要なことが明らかになってきている。

地方自治体は地理的・地形的条件が多様であり、備えるべき災害も地域によって異なってくる。こうした防災・減災への取組は、人口減少の克服をはじめとする地域社会の持続可能性の確保に向けた取組のベースともなるものである。

これまで述べてきたように、地方自治体は公共サービスの大半を担っており、人と人との絆が、以前よりも希薄化しているとの声もある中で、 人々を支えるために地方自治体が担うべき役割への期待は大きい。

今後とも、地方自治体は、その期待に応え、地域の実情に応じたセーフ

ティネットを提供していくことが不可欠であり、その財源として一般財源がふさわしいことは論を待たない。

厳しい財政状況の中にあっても、必要な費用に見合う、地方税、地方交付税等の一般財源を適切に確保し、確固たる財政基盤を構築していかなければならない。

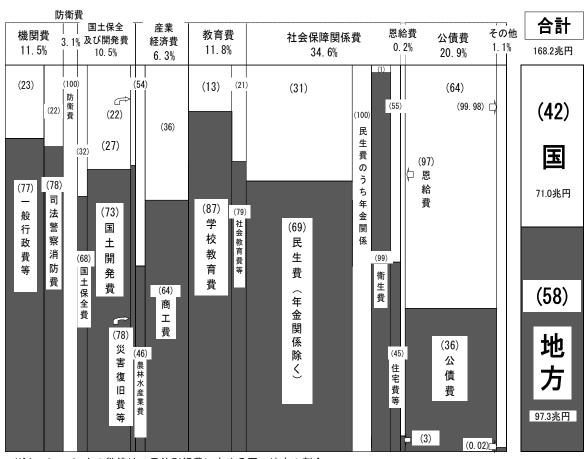
技術の革新は、我々の想像を超える速度で進展しており、社会は大きな変革期を迎えている。AI、5Gをはじめとする革新的技術は、今後、我が国の社会のありようを大きく変えていくことが予想されている。

地方自治体においては、それぞれの地域の特性を生かしつつ、こうした 革新的な技術を積極的に活用し、地域ごとに異なる課題に対して的確に 対処していくことが求められている。

持続可能な地域社会を確保し、住民が安心して暮らすことができるよう、各地方自治体の創意工夫に溢れた取組が全国各地に広がっていくことを切に期待したい。

地方財政の果たす役割

- <u>我が国の内政を担っているのは地方公共団体</u>であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で 実施されている。
- その結果、政府支出に占める<u>地方財政のウェート</u>は国と地方の歳出決算・最終支出ベースで<u>約3/5</u>となっている。
- 〇 国と地方の役割分担(平成29年度決算) <歳出決算・最終支出ベース>



国と地方との行政事務の分担

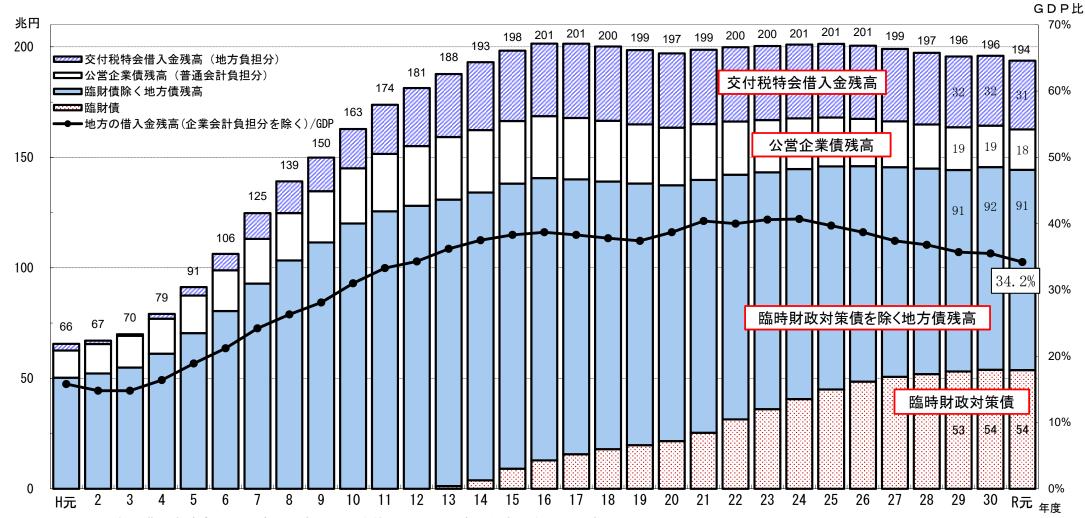
分	野	公 共 資 本	教 育	福祉	その他			
[3	E	〇高速自動車道 〇国道 〇一級河川	〇大学 〇私学助成(大学)	〇社会保険 〇医師等免許 〇医薬品許可免許	○防衛○外交○通貨			
	都	○国道(国管理以外) 〇都道府県道 〇一級河川(国管理以外)	〇高等学校・特別支援 学校 〇小・中学校教員の給	○生活保護 (町村の区域) ○児童福祉 ○保健所	〇警察 〇職業訓練			
	道	〇二級河川	与・人事	() 体庭的				
地	府	〇港湾 〇公営住宅	〇私学助成(幼~高) 〇公立大学(特定の県)					
	県	〇市街化区域、調整区域 決定						
方	市	〇都市計画等 (用途地域、都市施設) 〇市町村道	〇小・中学校 〇幼稚園	○生活保護(市の区域) ○児童福祉 ○国民健康保険	〇戸籍 〇住民基本台帳 〇消防			
	町	〇準用河川		〇介護保険				
	村	○港湾○公営住宅○下水道		〇上水道 〇ごみ・し尿処理 〇保健所(特定の市)				

(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合 計数は精査中であり、異動する場合がある。

地方の財源不足額と地方税収



地方財政の借入金残高の状況



- ※1 地方の借入金残高は、平成29年度までは決算ベース、平成30年度・令和元年度は見込み。
- ※2 GDPは、平成29年度までは実績値、平成30年度は実績見込み、令和元年度は政府見通しによる。
- ※3 表示未満は四捨五入をしている。

(参考)公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

(単位:兆円)

年度	H元	H2	Н3	H4	H5	Н6	H7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
公営企業 債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	23	22

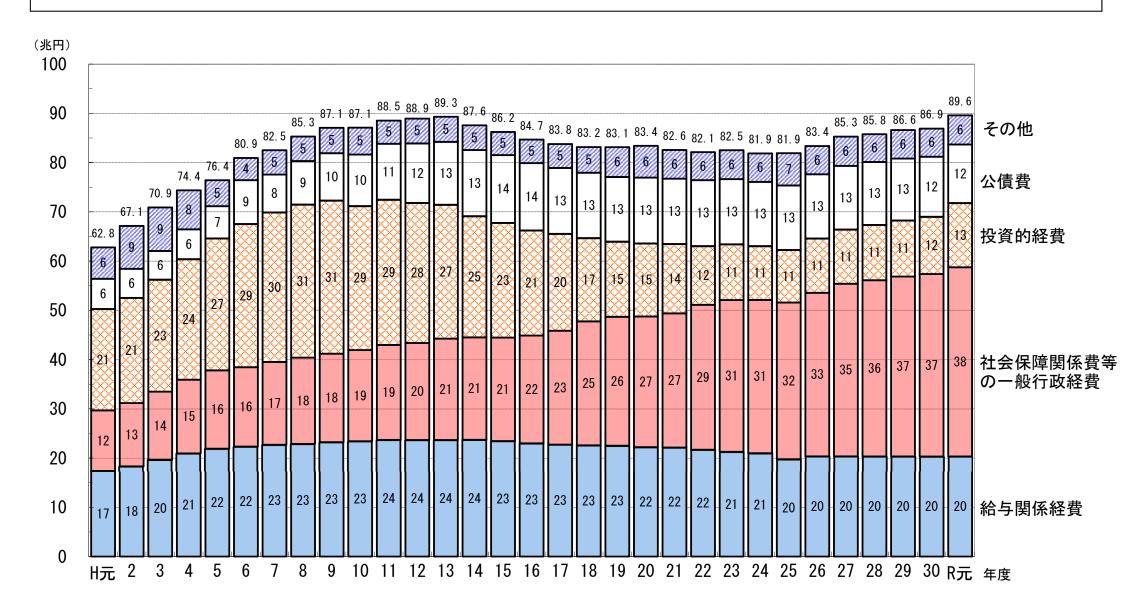
地方財政計画(通常収支分)の歳出の分析

地方財政計画(通常収支分)の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

		地方財政計画	回(平成31年度))【89兆5,930億円	1	(単位:億円)	
		給与関係経費	補 助 56, 338	国 地 方	费 · 费	15, 435 40, 903	→ 小中学校教職員等 - 地方警察官 21,458
		203, 307	地方単独 146, 969	地方地方	費	50, 801 ◄ 96, 168	型 地グ音祭目 21,438 消防職員 12,515 高校教職員 16,828 児童福祉司、ケースワーカー、 公立保育所保育士等の福祉関係職員 等
			補 助	国	費	95, 455	→ 生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルハ°ー等)、
補助等	59.8%		214, 845	地方	ī 費	119, 390	後期高齢者医療、障害者自立支援 等 一般行政経費(単独)は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応
	\vdash	一般行政経費	地方単独	国の事業団等		等 1,698	予防接種、乳幼児健診、ごみ処理、警察・消防の運営費、道
単独 4	ر 10.2%	384, 197	141, 804	地一方	**:費**********************************	140, 106	├ │ 路·河川·公園等の維持管理費、義務教育諸学校運営費、私
			国保・後期高齢者 14,848	地方	費		→ 都道府県繰入金、保険基盤安定制度(保険料軽減分)、 国保財政安定化支援事業等
			まち・ひと・しごと 創生事業費 10,000 重点課題対応分 2,700	地方			
直轄事業負	.ta 🚓		直轄・補助	地 方 <u>直轄事</u> 国	1	6, 368 31, 485	
	4.9%	投資的経費	(公共事業等) 69,077	地方		31, 223	
	18.2% 16.9%	130, 153	地方単独 61,076	地方	1費		清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、 公立高校など
			責 費 , 088	地一方	7 費		(注) 小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。
		25,	業繰出金 394	企業債の元利償 上 記	還に係るもの 以 外):	上下水道、病院(高度医療等)等
			の 他 .791	地一力	7. 費		

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費(一般行政経費に計上)が増加する一方で、 給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



地方財政計画の役割

地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

- 第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の<u>歳入歳出総額の見込額に関する書類</u>を作成し、 これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。
- 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ起債額
 - 二 国庫支出金
 - 木 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】

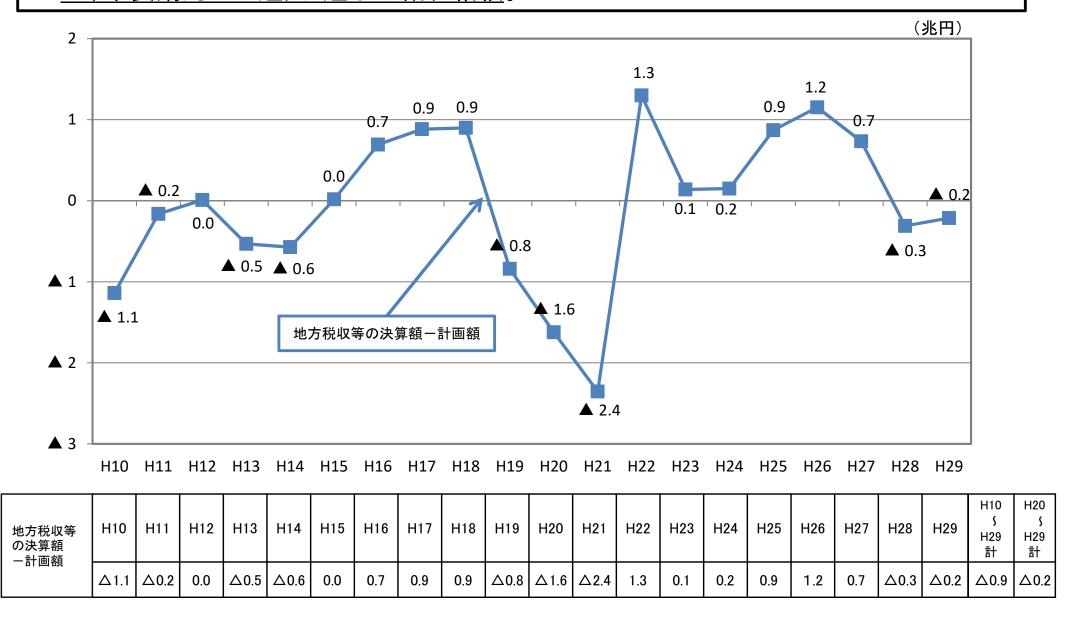
- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
 - → 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛られた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

- 〇歳入:超過課税、法定外普通税、法定外目的税
- 〇歳出:国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

地方税及び地方譲与税(決算一計画)の推移

• 各年度における<u>地方税収等の決算額と地方財政計画の乖離は過大・過小様々である</u>が、中長期的には過大・過小は概ね相殺。



地方交付税とは

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている 地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民 にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の 固有財源である。

性格:本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」(固有財源)

(参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁) 地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割 合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

<u>総 額 : 所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の20.8%、地方法人税の全額</u>

種 類 : 普通交付税=交付税総額の94%

特別交付税=交付税総額の 6%

交付時期 : 普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12.3月の2回に分けて交付

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応について

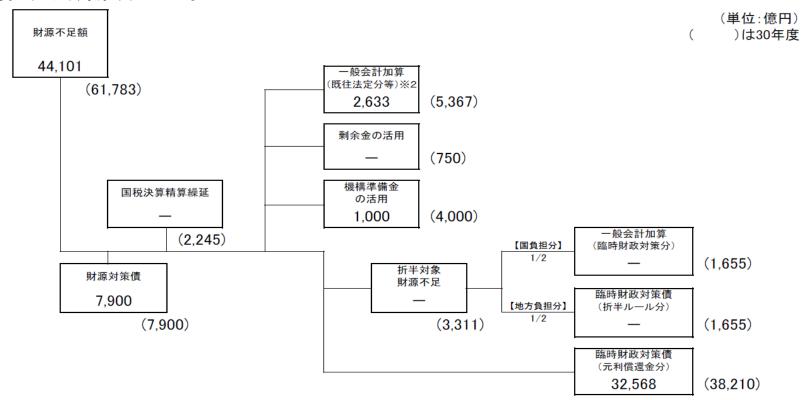
地方交付税法(昭和25年法律第211号)(抄)

第6条の3 (略)

2 <u>毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなった場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率(=交付税率)</u>の変更を行うものとする。

<考え方>

- ①地方財政対策を講じる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ(財源不足額)があり、
- ②その額が、法定率分で計算した普通交付税の額の概ね1割程度以上となり
- ③その状況が2年連続して生じ、3年度以降も続くと見込まれる場合。
- ○令和元年度における財源不足への対応



- ※1 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。
- ※2 一般会計における加算措置には、平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額 を補塡するため、地方交付税の総額に加算する172億円を含む。

主な個別施設計画の策定状況

令和元年9月25日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議第8回幹事会資料(抜粋)

	□ 市和元平9月25日 インノブを行化対象の		ı
分野	対象施設	計画策定率	(参考)平成30年4月1日時点 計画策定率
警察施設	庁舎等	48%	44%
消防関係施設	消防庁舎	37%	31%
学校施設	公立学校施設	15%	7%
社会教育施設	社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く。)	15%	11%
水道分野	上水道施設	81%	75%
医療分野	病院	21%	10%
福祉分野	児童福祉施設等	30%	23%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	75%	69%
農道	橋梁(橋長15m以上)及びトンネル	52%	36%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	50%	42%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	49%	21%
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	84%	60%
林道	橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設	50%	33%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	82%	80%
漁場の施設	増殖場、養殖場	79%	75%
漁業集落環境施設	漁場集落排水施設	25%	18%
工業用水	工業用水道事業	45%	39%
道路	橋梁(橋長2m以上)	81%	73%
河川・ダム	主要な河川構造物	91%	91%
砂防	砂防設備(砂防堰堤、床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	100%	89%
海岸	堤防·護岸·胸壁等	80%	46%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	100%	70%
港湾	外郭施設	72%	66%
公園	都市公園	94%	93%
住宅	公営住宅	90%	89%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	51%	42%
地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	20%	14%

- (注) 計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。
 - ・ 策定状況は、平成31年4月1日時点(ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は平成31年3月31日時点)。

資料11

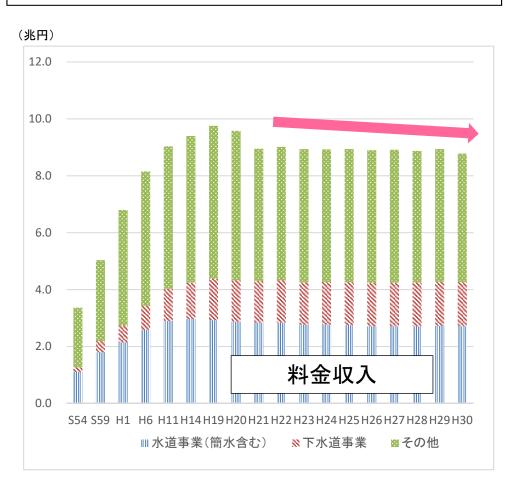
地方公営企業を取り巻く経営環境の変化

①地方公営企業の料金収入の推移

・人口減少等に伴い、料金収入は減少傾向にある。

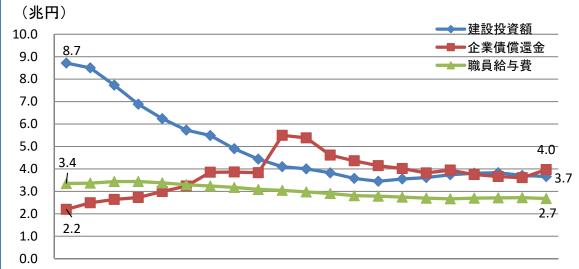
水道事業の料金収入は有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向。

普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。



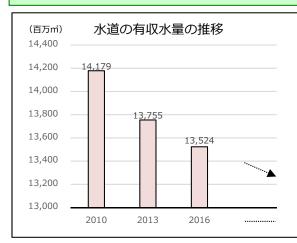
②建設投資額の推移

・建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。



H10H11H12H13H14H15H16H17H18H19H20H21H22H23H24H25H26H27H28H29H30

参考:水道事業の有収水量(※)の推移及び更新投資額の推移





※有収水量:料金徴収の基礎となった年間給水量